

施策評価シート

| | |
|-----|------------|
| 作成日 | 平成20年9月30日 |
| 部署 | 建設課 |
| 作成者 | 小久保 五一郎 |

1. 施策の情報整理

| 施策名 | 計画的な市街地整備の推進 | | |
|----------|---|--|--|
| 施策の情報整理 | 目指す成果 | 基本構想における地域の将来像を実現するために、基本計画に位置付けられた政策や施策を展開し、整然とした住宅地の確保と商業地域等の良好な住環境形成がなされている。 | |
| | 施策目標値及び19年度の状況 | 22年度目標値 | 19年度達成状況 |
| | | 2箇所 | 0箇所 |
| | | 開発整備計画にのっとり整備認可が取れ、事業の実施が可能な箇所数(準備組合の設立も含む) | 堀口地区の関係地権者との合意形成、関係機関との協議の最終段階 十五町歩地区の関係権利者調査 |
| | 施策の達成状況 | 目標をほぼ達成 | |
| | 成果目標に対するH19の達成度の説明 | ・新市街地整備の2地区のうち堀口地区については、事業実施(地権者との合意形成)の一步手前まで来ており、多少の遅延はあるものの予定どおり進んでいる。また、関係機関(千葉県)との協議も最終調整段階まで進捗している。 また、十五町歩地区については関係権利者の調査を実施した。 | |
| | 施策の総括 | おおむね良好 | |
| | 施策の方向性 | 少子高齢化社会により人口減少が進む中で、市街地の拡大は人口密度の低下、住民への維持管理費負担の増となることから、計画の位置付け等について十分に検討をすることが求められている。 市街地整備は、社会経済の動向等を踏まえ土地利用計画に基づき推進されるものであり、まちづくりの骨格となる施策であるため慎重かつ適正に運用しなければならない。また、行政運営の面からも、財源の確保につながる施策として実施していく必要がある。 | |
| 他課との役割分担 | 土地利用計画に基づいた既成市街地の再整備や新市街地整備事業を実施していくが、全体的なまちづくり計画に基づいた施策展開が求められるため、他課との連携が必要である。(総務政策課、建設課(都市計画班)、関係機関) | | |

(2) 分析後の取り組み方針

| 事務事業名 | 今までの進捗状況 | 今後の取組 | 事業費 | |
|---------|--|---|-------|-----|
| | 説明 | 具体的方向性 | | |
| 市街地整備事業 | ・堀口地区(約1.8ha)の基本調査を実施し、関係地権者との合意形成及び関係機関との調整を実施した。 ・十五町歩地区(約22.5ha)の関係権利者(相続含む)の調査実施した。 | ・H20年度内での基本的合意形成を図り、H21年度内の都市計画決定の変更手続を実施し事業着手を目指す。(堀口地区) ・関係地権者の意向確認を行い、予定される関係機関との下協議により課題の整理等を実施する。(十五町歩地区) | H19決算 | 952 |
| | | | H20 | 48 |
| | | | H21 | 22 |
| | | | H22 | |